

省エネ基準適合義務のある建築物

(2025年4月1日以降に**着工**した建築物)
の**完了検査申請**にあたってのお願い

●完了検査申請時の提出書類について●

完了検査の申請に際しては、通常の完了検査に必要な図書と併せて、以下の書類を添付、又は提示していただく必要があります。

<申請時にご提出いただくもの>

- 省エネ適判に要した図書及び書類(設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等)
(当協会で適判交付を受けている場合、及び既に当協会に提出済みの場合は不要)
- 省エネ基準工事監理報告書(仕様基準用、標準計算用など該当のもの)
- 省エネ計画に係る軽微な変更説明書(省エネ法上の軽微な変更がある場合)

<検査当日にご提示いただくもの>

- 設備機器等の納入仕様書、品質証明書、施工記録等

2025年3月末までに確認済証の交付を受けている場合のご注意

改正法施行日前である3月までに確認済証が交付されていても、
工事着手が2025年4月1日以降の場合は、省エネ基準への適合義務があり、
以下の手続きが必要です。

- 計画変更確認申請が必要となる場合は、その際に省エネ適判の手続き※1が必要となります。計画変更が無い場合は、**完了検査の申請までに**、省エネ適判手続を終了させてください。省エネ適判手続には一定の審査期間が必要なため、**時間的余裕をもって申請**を行ってください。(※1 住宅性能評価書の提出により、省エネ適判手続の省略が可能です)

- 仕様基準を用いて省エネ評価をする場合、計画変更確認申請時点での審査又は、**完了検査申請までに審査(基準法上の軽微な変更手続きにより省エネ基準適合図書の提出)が必要です。**この場合も、一定の審査期間が必要となりますので、**時間的余裕をもって手続き**を行ってください。